

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第35号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(本庁)</p> <p>第4条 本庁とは、静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）により設けられた知事直轄組織及び部並びにこれらの下に置かれた局、課（空港管理課に附置された空港調整室及び農業戦略課に附置された先端農業推進室を含む。）及び班並びに出納局並びにこの下に置かれた課（当該課に附置された出納室を含む。）及び班をいう。</p> <p>(局及び課)</p> <p>第10条 静岡県部設置条例により設けられた知事直轄組織及び部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、知事直轄組織及びそれぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <p>(1) 知事直轄組織</p> <table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>地域外交局</td><td>地域外交課</td></tr></tbody></table> <p>(略)</p> <p>(1)の2～(3) (略)</p> <p>(4) 暮らし・環境部</p> <table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">県民生活局</td><td>(略)</td></tr><tr><td>男女共同参画課</td></tr><tr><td>多文化共生課</td></tr></tbody></table>	局	課	(略)		地域外交局	地域外交課	局	課	(略)		県民生活局	(略)	男女共同参画課	多文化共生課	<p>(本庁)</p> <p>第4条 本庁とは、静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）により設けられた知事直轄組織及び部並びにこれらの下に置かれた局、課（空港管理課に附置された空港調整室、<u>農業戦略課に附置された先端農業推進室及び農芸振興課に附置された浜名湖花博20周年記念事業推進室</u>を含む。）及び班並びに出納局並びにこの下に置かれた課（当該課に附置された出納室を含む。）及び班をいう。</p> <p>(局及び課)</p> <p>第10条 静岡県部設置条例により設けられた知事直轄組織及び部の下に、次の各号の表の左欄に掲げる局を置き、知事直轄組織及びそれぞれの部又は局に同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <p>(1) 知事直轄組織</p> <table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">地域外交局</td><td>地域外交課</td></tr><tr><td>多文化共生課</td></tr></tbody></table> <p>(略)</p> <p>(1)の2～(3) (略)</p> <p>(4) 暮らし・環境部</p> <table border="1"><thead><tr><th>局</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">県民生活局</td><td>(略)</td></tr><tr><td>男女共同参画課</td></tr></tbody></table>	局	課	(略)		地域外交局	地域外交課	多文化共生課	局	課	(略)		県民生活局	(略)	男女共同参画課
局	課																												
(略)																													
地域外交局	地域外交課																												
局	課																												
(略)																													
県民生活局	(略)																												
	男女共同参画課																												
	多文化共生課																												
局	課																												
(略)																													
地域外交局	地域外交課																												
	多文化共生課																												
局	課																												
(略)																													
県民生活局	(略)																												
	男女共同参画課																												

(略)

(5)～(8) (略)

2 (略)

3・4 (略)

(局及び課の所掌事務)

第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 知事直轄組織

局	課	所掌事務
(略)		
地域外交	(略)	
局	地域外交課	(略)

(1)の2 危機管理部

局	課	所掌事務
(略)		
	危機情報課	(1)～(9) (略) (10) 防災行政無線の運用及び管理並びにその指導に関すること。 (11) ふじのくに防災情報共有システム (FU IISAN) に関すること。 (12) 総合情報ネットワークの利用調整に関

(略)

(5)～(8) (略)

2 (略)

3 感染症対策課の位置は、三島市谷田とする。

4・5 (略)

6 農芸振興課に、浜名湖花博20周年記念事業推進室を附置し、その位置は、浜松市中区中央1丁目とする。

(局及び課の所掌事務)

第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 知事直轄組織

局	課	所掌事務
(略)		
地域外交	(略)	
局	地域外交課	(略)
	多文化共生課	(1) 外国人住民と共生する地域づくりの推進に関すること。 (2) 旅券に関すること。

(1)の2 危機管理部

局	課	所掌事務
(略)		
	危機情報課	(1)～(9) (略)

		<p>すること。</p> <p>(13) <u>地域映像情報発信に関すること。</u></p> <p>(14) <u>その他無線局の整備及び指導に関すること。</u></p>
	危機対策課	(1)～(8) (略)
	(略)	

	危機対策課	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>防災に係る情報通信技術の利活用の企画、調査、環境整備、推進及び総合的な調整に関すること。</u></p> <p>(10) <u>防災行政無線の運用及び管理並びにその指導に関すること。</u></p> <p>(11) <u>その他無線局の整備及び指導に関すること。</u></p>
	(略)	

(2) 経営管理部

局	課	所掌事務
総務局	(略)	
	法務課	<p>(1) <u>条例、規則等の審査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>条例、規則等の公布並びに県公報及び例規類の編集発行に関すること。</u></p> <p>(3) <u>官報への掲載に関すること。</u></p> <p>(4) <u>訴訟、審査請求等に係る事務の総括及</u></p>

(2) 経営管理部

局	課	所掌事務
総務局	(略)	
	法務課	<p>(1) <u>訴訟、審査請求等に係る事務の総括及び支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>行政書士に関すること。</u></p> <p>(3) <u>条例、規則等の審査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>条例、規則等の公布並びに県公報及び</u></p>

		び支援に関する こと。 (5) <u>行政書士</u> に関する こと。 (6)～(9) (略)
	(略)	
(略)		

(3) (略)

(4) くらし・環境部

局	課	所掌事務
(略)		
県民生活 局	(略)	
	男女共同参画 課	(略)
	<u>多文化共生課</u>	(1) <u>外国人住民と共生 する地域づくりの推 進に関する</u> こと。 (2) <u>旅券</u> に関する <u>こと</u> 。
(略)		

(5) スポーツ・文化観光部

局	課	所掌事務
(略)		
スポーツ 局	(略)	
	スポーツ振興 課	(1)・(2) (略) (3) <u>障害者スポーツ</u> に 関すること。 (4)～(8) (略)
文化局	文化政策課	(1) (略) (2)～(6) (略)
(略)		
(略)		

(6) 健康福祉部

		<u>例規類の編集発行</u> に 関すること。 (5) <u>官報への掲載</u> に 関すること。 (6)～(9) (略)
	(略)	
(略)		

(3) (略)

(4) くらし・環境部

局	課	所掌事務
(略)		
県民生活 局	(略)	
	男女共同参画 課	(略)
(略)		

(5) スポーツ・文化観光部

局	課	所掌事務
(略)		
スポーツ 局	(略)	
	スポーツ振興 課	(1)・(2) (略) (3) <u>パラスポーツ</u> に 関すること。 (4)～(8) (略)
文化局	文化政策課	(1) (略) (2) <u>東アジア文化都市 事業の推進</u> に 関すること。 (3)～(7) (略)
(略)		
(略)		

(6) 健康福祉部

局	課	所掌事務
(略)		
感染症対策局	感染症対策課	(1) <u>感染症（新型コロナウイルス感染症を除く。）</u> に関すること。 (2)・(3) (略) (4) <u>感染症専門施設の開設</u> に関すること。
	(略)	
(略)		

(7) 経済産業部

局	課	所掌事務
(略)		
産業革新局	産業イノベーション推進課	(1)～(3) (略) (4)～(8) (略)
	(略)	
	マーケティング課	(1) (略) (2) <u>6次産業化の推進</u> に関すること。 (3)・(4) (略)
(略)		
商工業局	商工振興課	(1)・(2) (略) (3) <u>創業者の支援及び創業者育成施設</u> に関

局	課	所掌事務
(略)		
感染症対策局	感染症対策課	(1) <u>感染症管理センター</u> に関すること。 (2) <u>感染症に関すること</u> （他課の所掌に属するものを除く。）。 (3)・(4) (略)
	(略)	
(略)		

(7) 経済産業部

局	課	所掌事務
(略)		
産業革新局	産業イノベーション推進課	(1)～(3) (略) (4) <u>スタートアップの支援</u> に関すること。 (5) <u>創業者の支援及び創業者育成施設</u> に関すること。 (6)～(10) (略)
	(略)	
	マーケティング課	(1) (略) (2) <u>農林水産物等を活用した付加価値の創出の支援</u> に関すること。 (3)・(4) (略)
(略)		
商工業局	商工振興課	(1)・(2) (略)

		すること。 (4)～(11) (略)
	(略)	
農業局	(略)	
	農業ビジネス課	(1) 耕作放棄地の解消及び農地の集積に関すること。 (2)～(7) (略)
	(略)	
	農芸振興課	(1)～(5) (略)
	(略)	
(略)		

(8) (略)

2 第10条第3項に規定する空港調整室は、空港運営の現地調整に関する事務を処理する。

3 第10条第4項に規定する先端農業推進室は、先端農業の推進に関する事務を処理する。

4・5 (略)

第13条 附属機関の名称、担当事務及び所管する組織は、次のとおりとする。

附属機関		所管する組織		
名称	担当事務	部	局	課
(略)				
静岡県 国土利 用計画 審議会	(略)			

		(3)～(10) (略)
	(略)	
農業局	(略)	
	農業ビジネス課	(1) 農地の集積及び荒廃した農地の再生利用に関すること。 (2)～(7) (略)
	(略)	
	農芸振興課	(1)～(5) (略) (6) 浜名湖花博20周年記念事業推進室に関すること。
	(略)	
(略)		

(8) (略)

2 第10条第4項に規定する空港調整室は、空港運営の現地調整に関する事務を処理する。

3 第10条第5項に規定する先端農業推進室は、先端農業の推進に関する事務を処理する。

4 第10条第6項に規定する浜名湖花博20周年記念事業推進室は、浜名湖花博20周年記念事業の開催に関する事務を処理する。

5・6 (略)

第13条 附属機関の名称、担当事務及び所管する組織は、次のとおりとする。

附属機関		所管する組織		
名称	担当事務	部	局	課
(略)				
静岡県 国土利 用計画 審議会	(略)			
静岡県 多文化	静岡県多文化共生推進基本条例(平成20	知事 直轄	地域 外交	多文 化共

				共生審議会	年静岡県条例第59号) 第12条第2項各号に掲げる事務	組織	局	生課
静岡県 防災会 議	(略)			静岡県 防災会 議	(略)			
(略)			(略)					
静岡県 個人情報 保護 審査会	実施機関の諮問に応じた静岡県個人情報保護条例(平成14年静岡県条例第58号) 第21条第1項若しくは第3項、第31条第2項若しくは第38条第2項の決定又は第16条の規定に基づく開示請求、第29条の規定に基づく訂正請求若しくは第36条の規定に基づく利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての調査審議に関する事務	(略)		静岡県 個人情報 保護 審査会	実施機関等の諮問に応じた個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) 第82条各項、第93条第2項若しくは第101条第2項の決定又は第77条の規定に基づく開示請求、第91条の規定に基づく訂正請求若しくは第99条の規定に基づく利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての調査審議及び議会の議長の諮問に応じた静岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年静岡県条例第54号) 第24条各項、第35条第2項若しくは第42条第2項の決定又は第19条の規定に基づく開示請求、第33条の規定に基づく訂正請求若しくは第40条の規定に基づく利用停止請求	(略)		

(略)				
静岡県 男女共 同参画 会議	(略)			
静岡県 多文化 共生審 議会	静岡県多文化共生推 進基本条例（平成20 年静岡県条例第59 号）第12条第2項各 号に掲げる事務	く ら し・ 環 境 部	県民 生 活 局	多文 化共 生課
静岡県 建築士 審査会	(略)			
(略)				
静岡県 障害者 施策推 進協議 会	障害者基本法（昭和 45年法律第84号）第 36条第1項の規定に よる都道府県障害者 計画に関する同法第 11条第5項（同条第 9項において準用す る場合を含む。）に規 定する事項の処理、 障害者に関する施策 の総合的かつ計画的 な推進について必要 な事項の調査審議、 その施策の実施状況 の監視及び障害者に 関する施策の推進に ついて必要な関係行 政機関相互の連絡調	(略)		

		に係る不作為に係る 審査請求についての 調査審議に関する事 務
(略)		
静岡県 男女共 同参画 会議	(略)	
静岡県 建築士 審査会	(略)	
(略)		
静岡県 障害者 施策推 進協議 会	障害者基本法（昭和 45年法律第84号）第 36条第1項の規定に よる都道府県障害者 計画に関する同法第 11条第5項（同条第 9項において準用す る場合を含む。）に規 定する事項の処理、 障害者に関する施策 の総合的かつ計画的 な推進について必要 な事項の調査審議、 その施策の実施状況 の監視及び障害者に 関する施策の推進に ついて必要な関係行 政機関相互の連絡調	(略)

<p>整を要する事項の調査審議に関する事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第89条第7項</u>の規定による意見の具申に関する事務</p>
(略)

第19条 (略)

2 (略)

3 県立美術館に、次の課を置く。

総務課

学芸課

第33条 と畜場法（昭和28年法律第114号）に関する事務並びに牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に関する事務並びに食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項及び第54条の規定に関する事務（と畜場法第3条第2項に規定すると畜場（以下単に「と畜場」という。）内におけるもの及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理（以下単に「食鳥処理」という。）に関するものに限る。）並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に関する事務（と畜場においてと殺し、及び解体したと畜場法第3条第1項に規定する獣畜並びに食鳥処理の事業の規制及び

<p>整を要する事項の調査審議に関する事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第89条第8項</u>の規定による意見の具申に関する事務</p>
(略)

第19条 (略)

2 (略)

3 県立美術館に、次の課を置く。

企画総務課

学芸課

第33条 と畜場法（昭和28年法律第114号）に関する事務並びに牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に関する事務並びに食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項及び第54条の規定に関する事務（と畜場法第3条第2項に規定すると畜場（以下単に「と畜場」という。）内におけるもの及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理（以下単に「食鳥処理」という。）に関するものに限る。）並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に関する事務（と畜場においてと殺し、及び解体したと畜場法第3条第1項に規定する獣畜並びに食鳥処理の事業の規制及び

食鳥検査に関する法律第2条第6号に規定する食鳥処理場（以下単に「食鳥処理場」という。）において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る食肉に関するものに限る。）、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項、第4項及び第5項の規定に関する事務（と畜場、食鳥処理場その他知事が別に定める施設に関するものに限る。）並びに同法第38条第2項及び第5項の規定に関する事務（と畜場内におけるもの、食鳥処理に関するものその他知事が別に定めるものに限る。）を処理するため、静岡県食肉衛生検査所（以下「食肉衛生検査所」という。）を掛川市金城に置く。

2・3 （略）

第50条 （略）

2 （略）

3 土木事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) （略）

(11)・(12) （略）

4～9 （略）

（本庁の部長等）

第60条 本庁の部に部長を、出納局に出納局長を、危機管理部に危機管理部次長を、局に局長を、局（出納局に限る。）に局次長を、課に課長を、班に班長を置く。

2・3 （略）

4 危機管理部次長は、上司の命を受けて危機管理部の所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

5～8 （略）

食鳥検査に関する法律第2条第6号に規定する食鳥処理場（以下単に「食鳥処理場」という。）において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る食肉に関するものに限る。）、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項、第4項及び第5項の規定に関する事務（と畜場、食鳥処理場その他知事が別に定める施設に関するものに限る。）並びに同法第53条第2項及び第5項の規定に関する事務（と畜場内におけるもの、食鳥処理に関するものその他知事が別に定めるものに限る。）を処理するため、静岡県食肉衛生検査所（以下「食肉衛生検査所」という。）を掛川市金城に置く。

2・3 （略）

第50条 （略）

2 （略）

3 土木事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) （略）

(11) 盛土等規制に関すること（静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）の規定に基づく申請、届出及び報告の受付に係るものに限る。）。

(12)・(13) （略）

4～9 （略）

（本庁の部長等）

第60条 本庁の部に部長を、出納局に出納局長を、局に局長を、局（出納局に限る。）に局次長を、課に課長を、班に班長を置く。

2・3 （略）

4～7 （略）

(静岡県理事)

第62条 (略)

2 前2条及び前項に規定する職のほか、本庁に静岡県理事(リニア中央新幹線・熱海土石流災害担当)を置き、その職務は、上司の命を受けて特定の重要事項を処理することとする。

(理事)

第65条 第60条から前条までに規定する職のほか、必要と認める部又は局に理事を置き、その職務は、上司の命を受けて行政各部局の施策の統一を図る必要がある県の重要施策に関して事務及び事業を総括整理し、又は部局の重要事項に関する事務若しくは専門技術に関する特定事項に参画することとする。

(デジタル推進官)

第66条 (略)

(本庁の参事等)

第67条 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

(静岡県理事)

第62条 (略)

(理事)

第65条 第60条から前条までに規定する職のほか、必要と認める部又は局に理事を置き、その職務は、上司の命を受けて行政各部局の施策の統一を図る必要がある県の重要施策に関する事務及び事業又は部局の重要事項に関する事務若しくは専門技術に関する特定事項を総括整理することとする。

(デジタル推進官)

第66条 (略)

(多文化共生推進官)

第66条の2 第60条から前条までに規定する職のほか、知事直轄組織に多文化共生推進官を置き、その職務は、上司の命を受けて外国人住民と共生する地域づくりの推進に関する施策に関して事務及び事業を総括整理することとする。

(感染症管理センター長)

第66条の3 第60条から前条までに規定する職のほか、健康福祉部に感染症管理センター長を置き、その職務は、上司の命を受けて感染症に関する施策に関して事務及び事業を総括整理することとする。

(本庁の参事等)

第67条 第60条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

職	機関	職務
(略)		
調整主幹	(略)	
人権同和 対策室長 補佐	健康福祉部福 祉長寿局地域 福祉課	人権啓発及び同和対策 に関する事務を整理 し、室長を補佐する。
福祉指導 官	(略)	
(略)		

2～5 (略)

6 (略)

7 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。

職	機関	事務
フロンティア推 進室長	(略)	
消防防災航空室 長	(略)	
人材育成室長	(略)	
旅券室長	くらし・環境部 県民生活局多文 化共生課	旅券の発給に関 する事務
建築確認検査室 長	(略)	
(略)		
ワクチン推進室	(略)	

職	機関	職務
(略)		
調整主幹	(略)	
福祉指導 官	(略)	
(略)		

2～5 (略)

6 浜名湖花博20周年記念事業推進室に浜名湖花博20周年記念事業推進室長を置き、その職務は、上司の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督することとする。

7 (略)

8 前各項に規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる事務を処理する。

職	機関	事務
フロンティア推 進室長	(略)	
旅券室長	地域外交局多文 化共生課	旅券の発給に関 する事務
消防防災航空室 長	(略)	
人材育成室長	(略)	
建築確認検査室 長	(略)	
(略)		
ワクチン推進室	(略)	

長			長	
<u>感染症専門施設 準備室長</u>	<u>健康福祉部感染 症対策局感染症 対策課</u>	<u>感染症専門施設 の開設に関する 事務</u>		
通商推進室長	(略)		通商推進室長	(略)
(略)			(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第33条第1項の改正は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際くらし・環境部県民生活局多文化共生課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、改正後の静岡県行政組織規則（以下「改正後の規則」という。）に基づく知事直轄組織地域外交局多文化共生課の勤務を命ぜられたものとする。
- 3 この規則の施行の際現にくらし・環境部県民生活局多文化共生課の主査又は主任の職に補されている者は、別に辞令を発せられない限り、改正後の規則に基づく知事直轄組織地域外交局多文化共生課の主査又は主任の職に補されたものとする。